

2023 年度 関東実業団ヨット選手権大会(スナイプ)

帆走指示書

1 適用規則

本大会には、「2021-2024 セーリング競技規則(以下競技規則と称す)」、「SCIRA 規則」、「スナイプ級国内規則」、「レース公示(実施要項)」および本「帆走指示書」を適用する。

ただし、各規則で一致しない事項が生じた場合は本「帆走指示書」を優先する。

2 責任の所在

競技規則3の通り、競技者は自分自身の責任で参加する。主催団体はレースの前後、期間中に生じた物理的損害または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

3 競技者への通告

通告は、原則として Line Open Chat で行う。

4 帆走指示書等の変更

レース公示(実施要項)及び帆走指示書に変更がある場合は、それが発効する当日の 9 時までに Line Open Chat で公示される。

5 レースの日程及び回数

5.1 7 回のレースを行う。ただし、天候その他の事情によりレースが実施できなかった場合でも 1 レース以上成立すれば本大会は有効とする。

5.2 レース日程は次の通りとする。

6 月 10 日 第 1 レース 予告信号予定時刻 10 時 25 分

第 2~4 レースは、前レース終了後に引き続き実施する。

6 月 11 日 第 5 レース 予告信号予定時刻 10 時 30 分

第 6~7 レースは、前レース終了後に引き続き実施する。

6 月 11 日は、共催であるシーホースの 5 分後にスタートする。

6 クラス旗

クラス旗は、「スナイプ旗」とする。

7 レース・エリア

レース・エリアは、6 月 10 日 B1 海面、11 日 B2 海面とする。

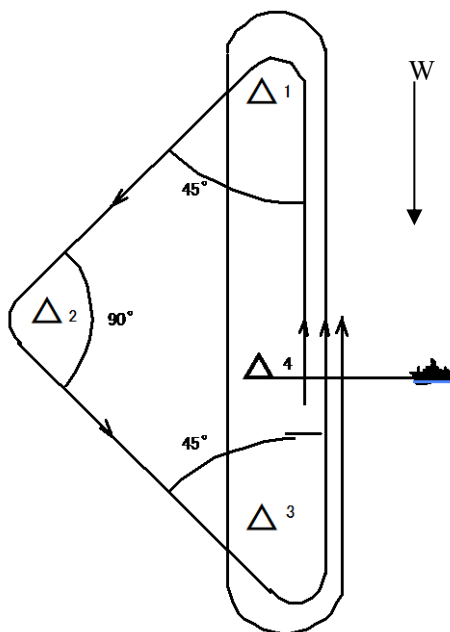
8 コースおよびマーク

8.1 図 1 はレグ間のおおよその角度、通過するマークの順序及びそれぞれのマークの通過する側を含むコースを示す。マーク 3 からマーク 1 への距離は約 1km であるが、その日の風力や風速により異なることがある。第 1 レグは最終レグのおおよそ 2 倍の距離とする。コースはすべて反時計回りとして、スタート-1-2-3-1-3-フィニッシュとする。

8.2 マーク 1、2、3、4 はオレンジ色の三角錐型ブイを使用する。マーク 4 はスタート後、レース委員会信号船方向に移動されることがある。この場合 C 旗は掲揚しない。

- 8.3 マークの流失又は破損があった場合は、可能な限り現位置付近に M 旗を掲げたレース委員会船を配置し、これをマークに代替する。
- 8.4 各レグ間の距離、各レグの角度或いはコンパス方位が本帆走指示書またはレース委員会信号船あるいはレース委員会船の掲示や指示と差異があっても救済の対象とはならない。これは競技規則 62.1(a)を変更するものである。

図 1



9 スタート

- 9.1 スタート信号は競技規則 26 の方式による。
- 9.2 スタートラインはポートエンドのマーク 4 とスターボードエンドのオレンジ色の旗を掲げたレース委員会信号船のポールの間とする。
- 9.3 スタート信号後 4 分を経過した後は、スタートラインは消滅し、スタートできない。
- 9.4 スタートを延期する場合は、音響信号 1 声とともにレース委員会信号船に AP 旗を掲げる。AP 旗降下の 1 分後に予告信号が発せられる。
- 9.5 個別のリコールの場合には、競技規則 29.1 により信号が発せられる。
- 9.6 ゼネラルリコールの場合には、競技規則 29.2 により信号が発せられる。改めて行われるスタートはゼネラルリコールが発せられたスタート時刻の 5 分後に行う。なお第 1 代表旗は次のスタートの 1 分前に降下される。
- 9.7 スタートのペナルティは、競技規則 30 により行う。

10 スタート後のコース変更

競技規則 33 により、レース委員会は次のマークの位置を変更する為、マークを新しい位置に移動することができる。

11 コースの短縮または中止

- 11.1 競技規則 32 によりコースを短縮またはレースを中止することがある。
- 11.2 コースを短縮する場合はレース委員会船に音響信号 2 声とともに S 旗を掲揚する。
- 11.3 音響信号 3 声とともに N 旗が掲揚された場合はレースが中止され再レースが行なわれるので艇はスタートライン付近に戻らなければならない。
- 11.4 反復音響信号とともに H 旗の上に N 旗が掲揚された場合はレースが中止され以後の信号は陸上で発せられるので艇は全て速やかに帰港し、帰着申告を行なわなければならない。

12 フィニッシュおよびタイムリミット

- 12.1 フィニッシュラインはマーク 4(コースが短縮された場合は指定されたマーク)と青色旗を掲げたレース委員会信号船あるいはレース委員会船のポールの間とする。
- 12.2 先頭艇のフィニッシュ時及びレース終了時には、音響信号 1 声を発する。
- 12.3 タイムリミットは、先頭艇のフィニッシュ後 20 分以内とする。先頭艇とは規則どおりにスタートし最初にフィニッシュした艇をいい、規則 29.1、30 に違反した艇は該当しない。
- 12.4 当該タイムリミットまでにフィニッシュしなかった艇は、DNF として記録される。

13 抗議

- 13.1 抗議書は、プロテスト委員会で入手できる用紙に記入の上、当日の最終レース終了後、60 分以内にプロテスト委員会に提出しなければならない。ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時間は延長されることがある。
- 13.2 プロテスト委員会は、ほぼ受付順に審問を行うものとする。競技者への審問の時刻、場所、抗議の当事者及び証人として指名された者の通告は、抗議締め切り後 30 分以内に公式掲示板(Line Open Chat)に掲示されるものとする。
- 13.3 競技規則 66「審問の再開」は、抗議の当事者からの要求はできないものとする。

14 失格に変わる罰則

競技規則 44.2 の「2 回転のペナルティー」を適用する。

この規則の適用を受けようとする艇は、「2 回転のペナルティー実施報告」を行なわなければならない。原則として、各レースの終了時に、2 回転を実施した時刻、場所、その原因となった相手艇についてレース委員会艇に報告しなければならない。

15 チームレース規則

競技規則 41 に「同じチームの他の艇から援助を受けることができる。」を追加し適用する。

また、競技規則 60.1 に「同じチームの他の艇から受けた損傷または傷害にもとづいて救済を求めることはできない。」を追加し適用する。

16 得点

- 16.1 競技規則付則 A4 に規定された得点方式を適用する。ただし、失格とされた艇及び出艇・帰着の手続き違反の艇は下記ペナルティーを課す。

- ・ DNC、DNS、OCS、DNF、RET…当該種目参加艇数+1 点(1 艇で参加のチームの仮想艇の艇数を含む)

- ・ DSQ…当該種目参加艇数+3 点
 - ・ PTP(出艇／帰着の手続き違反)…着順+3 点
- 16.2 4レース以上成立した場合は、最も悪い得点の1レースを除外して合計得点が計算されるが、成立が3レース以下であった場合には、実施された全レースの得点を合計することとする。なお、除外する場合は、レース毎に2艇合計得点を計算し、その2艇合計の得点が最も悪い1レースを除外するものとする。
- 16.3 総得点の計算において、2艇をチームとして計算する。
- 16.4 タイを解く場合に、チームの順位ではなく、チーム内の2艇の順位を全て使用して上位を決定する。最終的にタイを解くことができなかつた場合には、最後に成立したレースにおいて、より上位を取ったチームを上位とする。

17 申告

- 17.1 出艇・帰着の申告は、Line Open Chatで行う。
- 17.2 出艇申告は、その日行われる最初のレースの予告信号時刻の60分前までに、同日に引き続き実施が予定されている全てのレースについて行うものとする。
- 17.3 帰着申告は、その日行われた最後のレース終了時刻の60分後までに行うものとする。
- 17.4 出艇、帰着の手続きに誤りがあった場合には、帆走指示書16.1のPTPのペナルティーが課せられる。出艇申告の誤りについては当日の最初のレースに、帰着申告の誤りについては当日の最後のレースに対し課せられるものとする。ただし、DNFの得点より悪い点を与えられることはない。
- 17.5 リタイアしようとする艇、および引き続き行われるレースに出走しない艇は、速やかにレース委員会船にリタイアの意志を伝えなくてはならない。また、帰港後は、速やかに帰着申告を行わなければならない

18 支援艇

チームリーダー、コーチその他支援要員は、準備信号から全ての艇がフィニッシュするか、またはレース委員会が延期、中止、ゼネラルリコールの信号を発するまではレースコース(スタートエリア及びフィニッシュエリアを含む)に入ってはならない。これに違反した場合は、その支援要員に関連する全ての艇を失格とする事がある。ただし、レース中といえどもレース委員会の要請による救助活動を行う場合はこの限りではない。

19 無線通信

艇はレース中無線通信を行ってはならず、また全ての艇が利用できない無線通信を受信してはならない。この制限には、携帯電話も含まれる。

20 ライフジャケット

競技者はレース中常に有効な浮力を有するライフジャケットを着用しなければならない。これは、競技規則40を変更するものである。ただし、衣服の着脱を行う短時間の場合は除く。

21 装備と計測のチェック

- 21.1 1985年12月31日以前に建造された艇においては、カーボンファイバーが使用されている艇であっても使用を許可する。
- 21.2 クラス規則の「艇体番号並びにセール番号の同一性に関する条項」は適用しない。
- 21.3 艇または装備は、クラス規則と帆走指示書に従って、いつでも検査されることがある。

22 賞

6位まで賞を与える。

以 上